第１章

はじめに

１　策定の趣旨

本県では、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会をつくるため、平成 14 年 11 月に「広島県人権啓発推進プラン」を策定しました。これまで、４回の改定※を重ねながら、プランに基づき、様々な人権啓発の取組を推進してきましたが、依然として、いじめや子供・高齢者・障害者への虐待、配偶者等からの暴力、差別文書の送付などの人権侵害事案が発生していることから、人権尊重の意識向上に、引き続き取り組む必要があります。

また、性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）に対する社会の関心の高まりや、インターネットを通じた個人の名誉やプライバシーの侵害の深刻化など、人権課題が多様化・複雑化しており、こうした課題への対応が求められています。

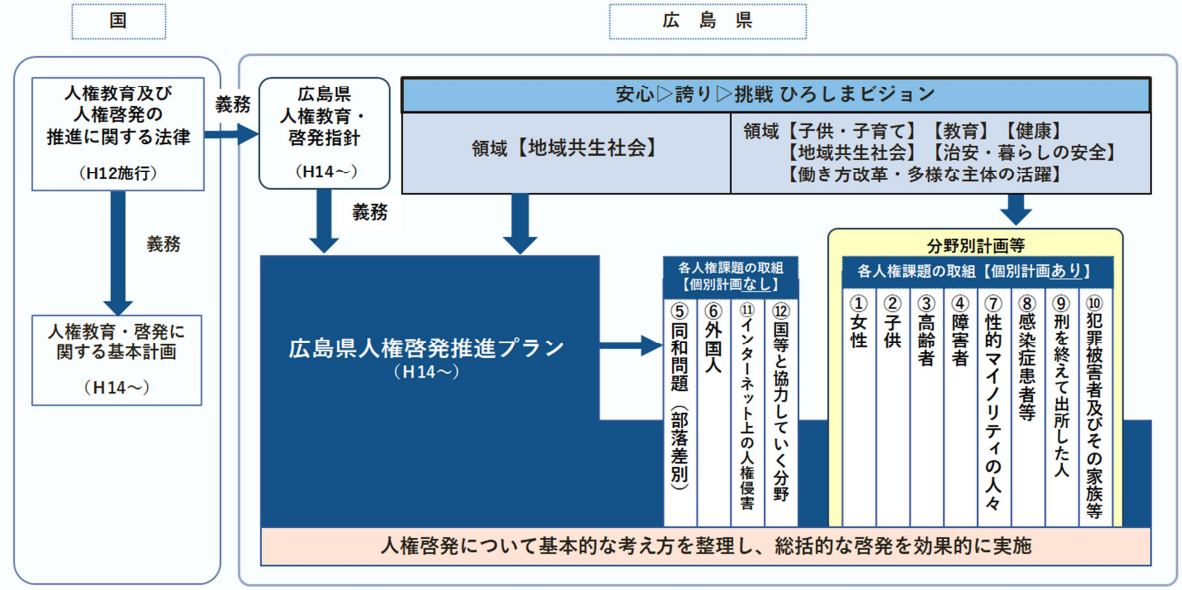
加えて、それぞれの人権課題ごとに実施している啓発をより効果的・効率的に行っていくためには、取組の連携を一層推進していくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、今後５年間の取組をまとめた「広島県人権啓発推進プラン（第６次）」を策定するものです。

※　平成 18 年３月、平成 23 年１月、平成 28 年３月、令和３年３月

２　プランの位置づけ

「広島県人権啓発推進プラン」は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 147 号）第５条に基づき、本県の基本方針等を定めた「広島県人権教育・啓発指針」（平成 14 年５月策定）の人権啓発部分に係る実施計画に位置づけます。



３　プランの計画期間

令和８（2026）年度から令和 12（2030）年度までの５年間